

ラテン・アメリカとアングロ・アメリカ の黒人奴隷制度

山 口 房 司

(1) はじめに——「二つの仮説」と アプローチ

ラテン・アメリカとアングロ・アメリカの黒人奴隷制を比較しながら、主として両者の相違点を見つけだす。諸相違をもたらした幾つかの要因のうち、この制度の作り主であり維持者であった奴隷主階級の権力の強弱を基底において考察をすすめるのが本稿の主題である。我が国におけるこの種の研究が皆無であることから、少なくとも二つのかなり異なった学説を紹介しておくことも意義があるものと考えらる。

18世紀末になるまでに、殆どの旅行者がラテン・アメリカの奴隷は北アメリカの奴隷よりも好遇されていたという報告をしている。また比較研究を行なった初期の歴史家たちも、奴隷の労働条件・身体的取扱い・住居・食事・衣服の状態などを比較して、北アメリカの奴隷はラテン・アメリカのそれよりも過酷であったと述べてきた。(1) しかしそのような比較は、地域・経済的条件・黒人に対する白色人口の比の相違や、奴隷主の人柄などに結果される、余りにも多くのバリエーションに出あって困惑を感ぜずにはすまされない。両アメリカの奴隷制を比較するには、たとえばブラジルだけで全英領アメリカに匹敵するほどの地域と、バリエーション

があったことを、常に記憶しておかねばならない。また3世紀以上にもわたるアメリカ植民地奴隷制を、単一の現象として捉えうるかどうかを問う姿勢も準備されねばならない。

二つの有力な仮説がある。一つは、封建的伝統をもったイベリア諸王朝や、奴隷のキリスト教徒化に努力し、奴隷の人格的権利を保護するよう奴隷主に働きかけたカトリック教会の力が、ラテン・アメリカの奴隷制を、合衆国のそれよりもかなり穏やかなものにした。一方、合衆国の奴隷制はイギリス資本主義の拡大として発展してきたため、教会や家父長的国家の権力が奴隷主の経済的動機を抑制する調停作用を果しえなかった。そこでは奴隷主は、奴隷に対して無制限の力をもちえた。(2) いま一つの説は、二つの奴隷制の間の諸相違を狭め多くの類似点を見つけだして、結局のところ相違は「タイプの問題」ではなく「程度の問題」であると説明している。(3)

後者の仮説が指摘する諸事実は、次のようなものである。奴隷の福祉に関心を示し、奴隷主の過酷な扱いから守るよう働きかけたはずの力

(1) Herbert B. Alexander, "Brazilian and United States Slavery Compared," *Journal of Negro History*, VII (1922), 349-364; Mary W. Williams, "The Treatment of Negro Slaves in the Brazilian Empire: A Comparison with the United States," *ibid.*, XV (1930), 313-336.

(2) Frank Tannenbaum, *Slave and Citizen: The Negro in the Americas* (1947); Stanley M. Elkins, *Slavery: A Problem in American Institutional and Intellectual Life* (1959).

(3) Sao Paulo School :- David Brion Davis, *The Problem of Slavery in Western Culture* (1966); Arnold A. Sio, "Interpretations of Slavery," *Comparative Studies in Society and History*, VII (1965), 289-308.

トリック教会が所有する幾つかのプランテーションは、奴隷に対し残酷であったことで有名でさえあった。(4) 家父長的国家についていえば、19世紀始めのころのブラジル政府の所有する奴隷は、最も惨めな奴隷であった。(5) 奴隷の人格的権利尊重をこまごまとりきめたポルトガルや、スペインの法律が忠実に守られたと信ずる理由は極めて少ない。さらにスペイン植民地の奴隷制が寛大で慈悲深いとする月並みなイメージは、スペイン帝国内の改革者や外国の批判者に対抗するイデオロギー上の武器としてたえず使用されたのであり、ステレオタイプと諸現実の間には顕著な齟齬があったといわれている。(6)

この説は次のような数字からも支援を受けている。ブラジル及び合衆国が、それぞれ100万人の奴隷をもって19世紀に入りながら、南北戦争までに合衆国はおよそ400万人の奴隷を数えたに対し、ブラジルは19世紀以後合衆国の三倍も奴隷を輸入しながら、ほぼ同じ時点で150万人しかいなかったということ——大量の奴隷輸入にかかわらずなおかつ絶対数の大幅な減少、つまり奴隷の高い死亡率と低い出産率は、ラテン・アメリカのプランテーション経済がアフリカからたえず労働力を補給することによって支えられていた残忍で搾取的な制度であり、合衆国のそれとの間に大きな相違はなかったというのである。(7) このような比較も周知のように、たとえば1890年代のブラジルでの奴隷制に関する大規模な資料の破壊により、詳細な統計上の情報が大きく欠け、あげられた数字に大幅な食違いを見出すのである。

極めて多岐なバリエーション、統計上の情報

(4) たとえば Donald Pierson, *Negroes in Brazil, A Study of Race Contact at Bahia* (1932), pp. 54 ff.

(5) M. W. Williams, *op. cit.*, p. 325.

(6) Arthur F. Corwin, *Spain and the Abolition of Slavery in Cuba, 1817-1886* (1967).

(7) Davis, *op. cit.*, pp. 228 and note 4, 231-232.

の欠除は両奴隷制間の比較を困難たらしめる。従って、いずれの奴隷制が過酷であったかどうかという問題は、いわば各項目ごとの比較ではなく社会（本稿では奴隷法を中心に）が奴隷を財産視したか、より人間として扱う傾向があったか——つまり奴隷の人格的側面と財産的側面のどちらに、より強勢をおいたのかという形にでも問いなおさなければ処理しきれない。

このような扱いは同時に、次のような考えにも幾分の充足感を与えうることにもなる。即ち、いかなる比較であれ黒人奴隷制が強制労働の制度であるだけでなく、社会組織の制度であり、階級的人種の規律の制度であったことを考慮すれば、単に奴隷制の断片的現象（刑罰の方法、労働条件など）の考察に留まるべきではない。両アメリカの奴隷制がその中に位置を占めているそれぞれの社会そのものの構造が問われねばならない、とする主張に対してである。

合衆国では奴隷は排他的に財産と定義づけられたが、ラテン・アメリカでは少なくとも三つの伝統乃至は歴史的諸力、即ち家父長的な国家が七部法典ラス・シエテ・バルチダスの中に整備された奴隷法を早くからもっていたこと、イベリア人が長期間ムーア人や黒人に馴染んでいたこと、そしてカトリック教会の影響力が奴隷の人格的側面を支援した、とするタンネンバウムの説。(8) 或はそれに付け加えをして、保守的・家父長的でカトリックを基本にした半ば封建的なイベリア系植民地は、リベラルでプロテスタントをもとにした資本主義的な北アメリカ社会よりも、奴隷の人格をより多く認めたとするエルキンスの主張などは、(9) いずれも前述の方法論に従うものといえる。

ここではタンネンバウムの指摘にまつまでもなく、大きな影響力をもったカトリック教会の役割や、黒人奴隷に先行したインディアン奴隷の問題に触れるゆとりはない。またエルキンスのように、合衆国旧南部を資本主義社会とみるか

(8) Tannenbaum, *op. cit.*

(9) Elkins, *op. cit.*

どうかについては周知の熱い論争があり、⁽¹⁰⁾ それだけで一つの巨大なテーマを構える必要がある。従って残されたアプローチはU・B・フィリップスの次の言葉の中に示唆される——「遠隔の王室は、その派遣官吏が適正と認めた規律を穏やかな形で法律化することがありうる。しかし地域の住民に選ばれた植民地議会の議員は、選挙母体の願望と恐怖を代表するがゆえに、必然的に王室より以上に完全な社会統制の願いを反映する」⁽¹¹⁾ ——つまり奴隷制を含めて諸制度を制定した権威が植民地側にあったか、王室側にあったかが、黒人に対する法律上、社会上の抑圧の過酷さ、温和さに直接ひびく。植民地人が行政上、司法上或は宗教上の自治を確保している時、彼らの経済的、社会的要求を大幅に組入れた法律や制度（黒人奴隷制を含めて）が生まれよう。一方、本国王室の権威がリーダーシップを握った時、植民地人の要求に影響をうけながらも、その経済的、社会的願望と相容れない、或はそれらを十分に汲みとらない制度を発足させることになる。その意味で新世界の黒人奴隷制を決定づけたのは植民地の権威か、本国の権威かが問題となる。以下、植民地支配権力の所在について述べる。

(2) 植民地支配権力の所在

異なった動機、異なった伝統や慣習を背負った移住民が、異なった自然の中に、異なった定着の仕方をした時、それぞれの本国に対して類似の対応を示したとは考えがたい。

両アメリカとも物理的に本国から遠く、かつ

(10) たとえば Eugene D. Genovese, *The Political Economy of Slavery. Studies in the Economy and Society of the Slave South* (1965). は前近代的で半ば封建的な社会として捉え、Kenneth M. Stampp, *The Peculiar Institution. Slavery in the Ante-Bellum South* (1956). は封建的側面と資本主義的側面の二つを併せもった社会像を提起して、エルキンスと意見を異にしている。

(11) Ulrich B. Phillips, *American Negro Slavery* (1936), p. 495.

広大であったために若干の地方自治は余議ないものとされたが、イベリア諸王朝はその支配力を強く維持しえたに對し、アングロ・アメリカの植民地は比較的早く自治を手にした——というのが結論の先どりであるが、ここでは植民地の利益を代表する参事会(スペイン領)、参議會(ポルトガル領)、郡裁判所や植民地議會(北アメリカ)などの自治組織と、本国との間の支配権をめぐる緊張、及び土地の所有観念乃至は国家観を考察する。

最初はスペインもポルトガルも、植民に要する膨大な費用のために、イギリスと同じく個人或はその集団に植民を進めさせたが、大雑把にいてそれぞれの植民方法は次のように性格づけられよう。

スペインは、大帝国の建設にあたって中央集権を強く意識した。三つの G (Gold, Gospel, Glory) で示されるように、新世界における金銭的利害は重要であったが、そのような利益さえもカトリック的・スペイン帝国建設のためには犠牲にされた。⁽¹²⁾

イギリスの植民は、極めて吝嗇で冷淡な王室の下に始まった。すでにエリザベスの頃から植民についての精神的支持を与えてはきたが、必要な資本を投下することは全面的に拒否した。これが植民努力の大きさ、規模を個人資本の量の範囲内に制限したばかりでなく、やがては植民についての王室の権威を商業階級の手譲り渡ししてしまうに至る。⁽¹³⁾

ポルトガルの場合、1530年代ドン・ジョアン三世がブラジル植民に乗り出した時の貪しさについては定評がある。⁽¹⁴⁾ 従って、ブラジルの

(12) Herbert S. Klein, *Slavery in the Americas: A Comparative Study of Virginia and Cuba* (1967), p. 3.

(13) *Ibid.*, pp. 25-26.

(14) Alexander Merchant, "Feudal and Capitalistic Elements in the Portuguese Settlement of Brazil," *Hispanic American Historical Review*, XXII (1942), reprinted in Lewis Hanke (ed.), *Readings in Latin American History, Volume I: To 1810* (1966), pp. 320, 321.

植民は安上りな方法でなされる必要があった。ポルトガル王室の財政的限界と、費用のかかる植民地防衛という二つを、同時に満足させる唯一の手段として領主制度を考えたのである。

さて植民に要する費用の龐大さからみて、個人或はその集団による自費開発は望ましいが、アデランタードやドナタリオに与えられた幾つの特権は、同時に彼らの政治的・経済的独立性を高める源にもなる。⁽¹⁵⁾ 従って、16世紀イベリア王朝の動きの本質は、この内在的危険を認識し個人的開発を奨励しながら、いかに植民地貴族の出現を急速かつ効果的に阻止するかにあった。この際にスペイン王室が政治的対抗勢力を抑止しえた二つの重要な制度は、強力な勅任官僚制度と王室に癒着したカトリック教会であった。

コンキスタドールの特権を剥ぎとり中央集権化をはかる、いいかえるとスペイン帝国を樹立しようとする第一歩は、新世界を統治可能な大きさに分割しそこに勅任官僚を送りこむことであった。そしてその仕上げは、この官僚機構や教会組織から植民地人を排除することであった。

前者、即ちスペイン王室の精緻な帝国組織の完成は、1511年サント・ドミンゴに高等法院が設立されて以来、1542年までに七つのアウディエンスシアが設けられ、最後に二つの副王領——ニュー・スペイン（1535）、ペルー（1544）——特にペルー副王領の出現をもって果された。⁽¹⁶⁾

官職からのクリオーリョの排除は徹底していた。メキシコの歴史家ルカス・アラマンは、1813年までの植民地時代に交代した60人の副王のうちクリオーリョ出身は僅かに4名、また602

名の総督やアウディエンスシアの長官の中でも14人を数えるにすぎないと報告している。⁽¹⁷⁾ このようにして16世紀後半までに、かつてのコンキスタドールは単なる総督に墮するか、完全に消えさるかして全ての新世界の領土が領主支配地から王領地に変えられてしまったのである。⁽¹⁸⁾

しかし植民地人も徒に王室の巧妙な支配に任せていたのではない。勅任官僚と地方利益を代表するカビルドとの間には、しばしば強い緊迫があった。カビルドは王室の直接支配的植民政策の本質部分をなすものであった。タウンを建設し植民地の諸事象をこれらタウンのカビルドに集約させることは、王室権威の集中化にとって極めて有用であった。カビルドは従って、植民地の自治能力や政治的独立性を支援するためのものではない。⁽¹⁹⁾ しかし同時にそれは、王室に対抗して自らの制度を作ろうとする植民地人の拠り所になりえた。それゆえ王室は、これを政治的に無能化し、カウンセラーの役割に留めようと努力したのであり、それは實際上、成功したといえる。⁽²⁰⁾

植民の始めから18世紀全体を通じて、各地のカビルドが抗議の叫び声をあげるが、それは独立の雄叫びではなくむしろ絶望的で無力を象徴するものであって、カビルドが強かったとか政治的独立性を有していたとかいう事実は例外的かつ一時的なことに属する。カビルドが、このように致命的に弱体であったのは二つの基本的な原因に帰しうる。そしてこの点にこそ、アングロ・アメリカ植民地社会との根本的な相違がある。

⁽¹⁷⁾ Quoted in *ibid.*, p. 20.

⁽¹⁸⁾ Clarence Henry Haring, *The Spanish Empire in America* (1947), pp. 24-25.

⁽¹⁹⁾ John Lynch, "Intendants and Cabildos in the Viceroyalty of La Plata, 1782-1810," *Hispanic American Historical Review*, XXXV (1955), reprinted in Hanke (ed.), *op. cit.*, p. 191.

⁽²⁰⁾ *Ibid.*

⁽¹⁵⁾ 王に対する義務は当然、課せられていたが、彼らは同時に私兵や忠誠な家臣を持ち、被征服民族を搾し、独立的財源を持っていたという意味で、ほとんど無限の自由を獲得していた。

⁽¹⁶⁾ Klein, *op. cit.*, p. 17.

領地の大部分が少数の土地貴族に集中的に所有されていったラテン・アメリカに対し、⁽²¹⁾アングロ・アメリカでは財産所有が不自由民を除けば社会各層に広く行き亘っていたということ。本国やラテン・アメリカに比し、封建的義務を持たない自由土地保有者の割合が遙かに大きく、ニュー・イングランドでは住民の少なくとも90%が自由土地保有者であったという事実。このように土地の私有化が比較的容易だったことが、「移住者一般に経済上の自立性を与えただけでなく、土地所有者の大部分が参政権を持つことができたという特殊状況をつくりだし、さらに彼らが選んだ植民地代議員を推進力として、政治上の自立にも役立った」。⁽²²⁾自由民の大部分が参政権を持ったという点が、ラテン・アメリカとの根本的な違いであり、カビルドの弱体原因の一つは、それが何ら自由民を代表する固い基盤の上に立っていなかった点に求められている。⁽²³⁾いま一つカビルドを無力たらしめた基本的な原因は、その病的な貪しさであった。その主たる財源は、自治体所有の土地や財産の賃貸料^{プロピオ}であって、それ以外には各種のライセンスを出すことによって得られる小額の地方税に限られていた。或る公共の目的のためには直接課税をなしえたが、それはアウディエンシアの同意ない時は55ペソ、同意を得た時は200ペソまで、それ以上は王の承認が必要であった。そしてその承認はなかなか得られなかったのである。⁽²⁴⁾カビルドが財政を管理する権限を持っていたとしても、このように財源の乏

しい場合の管理とは有名無実であった。18世紀末までのカビルドは、かくて政治的にも経済的にも自立性をほとんど欠いていたのであり、アングロ・アメリカとは極めて対称的であった。

スペイン領のアデランタードをブラジルに求めれば、それはドナタリオである。⁽²⁵⁾彼らは、本国から遠く離れていても、王室の束縛から解放されていたわけではない。なぜなら、一史家が指摘するように、その領土はプランテーションとして利己的に利用するためにではなく、王が行政区画の一つとして支配するために彼らに与えられたからである。⁽²⁶⁾

勿論、ブラジルも本国派遣の官僚に支配されたが、スペイン領植民地とは幾つかの点で異なっている。スペイン人とは対称的にブラジルのコンキスタドールは、タウンに定住することを好まなかった。つまり村落的な性格を持ち相互隔絶的に住んでいたので、⁽²⁷⁾タウンのカビルドに問題を集約させて統治するといったスペイン流の効果的な統治は困難であった。いま一つは、本国ポルトガルの植民努力がアマゾン河口からサントスの南イグアペに至る海岸線を拓いた時点でほぼ停止し、以後、内陸部に浸透していく努力は専ら本国の支援なしにブラジル人の手によってなされたため植民者は自らのプランテーションの独立性をかなり保持しえたことである。⁽²⁸⁾従って、自治組織カマラは、カビルドに比し独立的であった。時には総督を指名したりサスペンドしたこともあって、総督たちの如何なる布告もカマラの同意なしには円滑に運ばなかったといわれている。⁽²⁹⁾しかしカマラのメンバーとなりうる土地貴族たちは、相互に

⁽²¹⁾ Alan K. Manchester, "The Rise of Brazilian Aristocracy," *Hispanic American Historical Review*, XI (1931), reprinted in Hanke (ed.), *op. cit.*

⁽²²⁾ 今津晃「アメリカ大陸の明暗」(昭和44年) 118頁。傍点引用者。

⁽²³⁾ Lynch, *op. cit.*, p. 191.

⁽²⁴⁾ たとえばアメリカ本土植民地で最も指導的で強いといわれたブエノス・アイレスのカビルドでさえ、1708年プロピオスとして得た歳入は年間320ペソにすぎない。1751年には844ペソに増加したが、その

額は十分な地方自治にとって何ら意味をもたない。

増額要求は各地のカビルドとも、ほとんど承認されなかった。Lynch, *op. cit.*, p. 192.

⁽²⁵⁾ Merchant, *op. cit.*, pp. 319-320.

⁽²⁶⁾ *Ibid.*

⁽²⁷⁾ *Ibid.*, p. 314.

⁽²⁸⁾ *Ibid.*

⁽²⁹⁾ *Ibid.*, p. 315.

隔たって居住しているため連携がとりにくかったし、少なくとも副王や総督が居住する重要な地域では絶対的支配が確立されていた。(30)

しかし、とりわけ注目すべきことは、アングロ・アメリカ植民地との基本的な相違がブラジルのでもみられたことである。1695年以降、分与地の所有者たちは、所有する土地に応じて免役地代を支払ったのである。(31) つまりブラジルでもスペイン領植民地と同じく、土地は彼らに属するのではなく王の所有物であるとの考えを持っていたのであって、(32) 土地は完全に自分のものだ^{フイット・レント}と確信した自由土地保有者が、免役地代の廃棄を着々と進めたアングロ・アメリカとの基本的な相違がみられる。比較研究の上では、この土地に対する法理論の相違は十分な注目に値する。ラテン・アメリカでは、王の意志こそこの地の法律だという考えがうけ入れられていた。だから植民地政府への批判がどんなであれ——無能、横暴、残酷等——王の権威は神聖なもの^とされた。(33) 全ての法律、階級組織的構造、諸制度や黒人奴隷の地位に至るまで全てが本国の法律によって定められ、王の名の下に布告された。一方、郡裁判所^{カウンティ・コート}や植民地議会^{ジェネラル・アセンブリ}を通じて政治上・経済上の独立性を強化していったアングロ・アメリカは、植民地の直接的な必要に応じて黒人奴隷制を含め全ての制度を外からの圧力の多くを排除して定めていくことができた。フィリップス流に言えば、彼らは「完全な社会統制の願い」を充足することが可能であった。

(3) 奴隷法の比較

奴隷法の考察を通じて、両アメリカ社会が黒人奴隷に示した態度を比較する。その際、奴隷は財産か人間かという古典的なアプローチの他に、黒人奴隷制なるがゆえの第三のファクター、人種偏見と奴隷制の因果的なつながりが附加されねばならない。

これまで奴隷法について対比されてきた諸点は、それぞれの本国における既成の奴隷法の有無や、その基本的な精神が両アメリカ植民地奴隷制にどう影響したかということである。修正を要求されているのは、奴隷法の一つの側面のみを強調して他の側面を看過してきたことや、3世紀以上にもわたる長い期間の奴隷法を等質のもの^とみてよいか、或いはその遵守された度合はどうかという諸点である。

イギリスのコモン・ローには「イギリス臣民」の権利は定められていたが、黒人奴隷制の先例がなく本国の裁判所にも判例がなかったから、北アメリカ植民地人は自らの慣習・要求等によって、彼ら自身で奴隷の権利や取締法を創りだしていった。このように既成の奴隷法のなか^{インデペンデュアド・サーヴァント}に、すでに確立していた年季奉公人労働というパターン^{のゆえに}、1619年に渡来した最初の黒人たちは奉公人として扱われたもの^と考えられている。しかし1640年以後、西印度諸島経由でなく直接アフリカ大陸からの黒人輸入が増加しはじめるとともに、奉公人と奴隷との分化が活潑になり1661年のヴァージニア奴隷法が出現する。1705年のヴァージニア奴隷法編纂は、1661年以後に発布されたほとんどの奴隷法を総括したものであり、それが植民地時代の残余の期間を通じて若干の修正を除いては、黒人奴隷制を定義づけるに十分なもの^と考えられている以上、(34) 奴隷法の基礎は1705年に確立したとするならば、ヴァージニアでは黒人導入以来、18世紀初頭までの比較的短い時間に、そして植民地人の手によって奴隷法が作られた

(30) *Ibid.*

(31) *Ibid.*, p. 311.

(32) Frank Tannenbaum, *Ten Keys to Latin America* (1968), p. 69.

(33) イダルゴ神父の指揮したメキシコ革命のスローガンの一つに次のものが含まれていたことは、極めて意義深い。「打倒悪徳政府。国王万歳」。Tannenbaum, *Ten Keys*, p. 67.

(34) Klein, *op. cit.*, p. 53.

わけである。

これと対比されてきたのは、次の諸点である。早くも1442年に黒人奴隷がイベリア半島にもたらされた時、スペイン社会では多分、主として何世紀にもわたる国土回復運動の結果として、未だ奴隷制は重要な役割をうけていた。さらに重視すべきは、13世紀スペインのモデル法律「七部法典」の中に、精緻な奴隷法が収められていたことである。⁽³⁵⁾ イベリア人が奴隷制を長期間経験し、この既成の奴隷法が王の権威によって新世界に移植され、それが基本的な改変をうけずに継承された⁽³⁶⁾ ことが比較されてきた。

七部法典はユニークな奴隷法を定めている。ローマ末期の法律およびキリスト教の影響を受けて、それは基本的原理として奴隷制は自然の理に反すると主張し、奴隷制が歴史的制度として定着していることを認めながら、積極善ではなく必要悪だとしているゆえにである。この既成の本国法は、植民地奴隷主の要求や、奴隷貿易による王室利益の確保、或は本国とは比べものにならない奴隷の数、つまり有色人支配の問題のため、若干の補足乃至は修正が加えられたが、基本線は守られ、さらには18世紀啓蒙思想の影響を受けて人道主義的色彩を強めながら19世紀まで継続した。⁽³⁷⁾ 奴隷の結婚を法的に承認し、残虐な主人にはそれを軽減するよう希望することを許し、自らの自由をあがなえる制度（コアルタシオン）を開いていた。⁽³⁸⁾

これらは綿密な研究の結果、真実であったことが確かめられている。しかしこの法律のもついま一つの側面の研究は、最近までなおざりにされてきた。たとえば奴隷主は奴隷の所有物を全面的に意のままにしてよいこと、或る条件の下では奴隷の生命を奪う権利を認めている点、

北アメリカの奴隷法とどれほどの差があるのか。⁽³⁹⁾ 或はこの法律が時代の影響をうけることなく本質部分が変らずにうけつがれたと考えてよいか、⁽⁴⁰⁾ またこれらの法律が遵守されたと信ずる理由は極めて少ない⁽⁴¹⁾ とする主張にも十分な根拠がある。

さて奴隷制をごく狭く定義づければ一般に、経済的生産のために一者を或る社会にもちきたり、これを法律的に財産という範疇に定めるものであろう。しかし古来、奴隷には常にいくらかの権利を与えられていて、これが奴隷を単なる財産としてのみ扱おうとする考えと衝突する。このことを幾人かの学者は、奴隷制における「コンスタントなパラドックス」、⁽⁴²⁾ 「奴隷制に内在する本質的矛盾」、⁽⁴³⁾ 「奴隷の高度に矛盾した地位」などと表現している。この矛盾は、財産としての奴隷の価値は彼が人間であることの中に存する、しかし人間としての奴隷の価値は彼が財産として定義づけられることの中に存するところから発する。⁽⁴²⁾ 奴隷を排他的に財産としてのみ扱ったとされる北アメリカにおいても、この「高度に矛盾した」問題は片付いていない。旧南部の諸州議会も、裁判所も決してこの問題を落着かせていないのであり、むしろこれについての未解決、あいまいさが内戦前の南部人の苦痛の源泉であったとさえいわれている。⁽⁴³⁾

ラテン・アメリカの奴隷法はどうであったか。法律において奴隷を財産化する範囲について

⁽³⁹⁾ *Ibid.*

⁽⁴⁰⁾ Sidney W. Mintz, "Review of *Slavery* by Stanley Elkins," *American Anthropologist*, 63 (June, 1961), p. 581.

⁽⁴¹⁾ Elkins, *op. cit.*, p. 75, note 57; Klein, *op. cit.*, p. 85.

⁽⁴²⁾ Sio, *op. cit.*, pp. 320-321.

⁽⁴³⁾ Charles Sellers, Jr., "Travail of Slavery," in Sellers (ed.), *Southerner as American* (1960), pp. 40-71; Ralph E. Morrow, "The Proslavery Argument Revisited," *Mississippi Valley Historical Review* XLVIII (June, 1961), 70-94.

⁽³⁵⁾ Tannenbaum, *Ten Keys*, p. 48.

⁽³⁶⁾ Klein, *op. cit.*, pp. 57, 59.

⁽³⁷⁾ *Ibid.*, p. 79.

⁽³⁸⁾ *Ibid.*, pp. 58 ff; Elkins, *op. cit.*, pp. 52-80; Davis, *op. cit.*, pp. 233-234.

ては、諸奴隷制の間にかかなりのバリエーションがある。これは一般に技術的發展の水準や、それに附随する制度上の仕組み（勿論、経済上のシステムも含めて）が関係するものとされている。(44) 奴隷の財産化は、たとえば古代中国や近東におけるように奴隷制が家内^{ドメスティック}的の制度であった所では、それが産業的の制度であった古代ローマや合衆国でよりも、ずっと少なかったといわれている。(45) 奴隷の人格的側面を強調したとされるラテン・アメリカの奴隷法も、この一般的通則の例外ではありえなかった。たとえばキューバやプエルト・リコなどで、奴隷制が産業的プランテーションに不可欠の部分となった時、奴隷の人間の権利を保護する制度的な構造（カトリック教会、奴隷保護官等）があったにもかかわらず、法律上、奴隷の財産化がひろくおこった。

ミンツによれば、キューバやプエルト・リコの奴隷法は「ジャマイカや北アメリカの場合と同じく、不道徳にも奴隷の人間性を奪った」のであり、1803年から1873年の70年間に「奴隷の法律上・経済上・社会上の地位をますます制限する」抑圧的諸法律が通過したのである。(46) 奴隷の人格的側面を削りとり、財産的側面に強勢をおく態度は北アメリカ特有のものでなく、ラテン・アメリカ社会にもみられた共通点である。しかしそれにもかかわらず、我々はラテン・アメリカの奴隷法がそれを償うような幾つかの特長を持っており、中でも自分の自由を買戻す可能性(たとえばコアルタシオン)⁽⁴⁷⁾や、解放の機会が仏領および英領植民地よりも遙かに多く与えられていた事実を否定してはならない。(48)

(44) Mintz, *op. cit.*, p. 580.

(45) Sio, *op. cit.*, p. 325.

(46) Mintz, *op. cit.*, pp. 581, 583.

(47) コアルタシオンは実際、奴隷主は人間をでなく、人間の労働力を所有していた契約とみなしうる。Elkins, *op. cit.*, p. 76.

(48) C. R. Boxer, *The Golden Age of Brazil*,

前段で述べてきた奴隷の財産的側面と人格的側面の考察の他に、両アメリカの奴隷が有色人種であったことに由来するいま一つの側面、即ち人種偏見と奴隷制との関連が附加されねばならない。(49) すでに早くからトックヴィルが、「古代奴隷制と合衆国奴隷制の間には本質的な相違」皮膚の色による区分があることに気付き、(50) トインビーが、「黒人奴隷は、人種差別と、法律の上で奴隷化されているという二重の不利を背負わされている」⁽⁵¹⁾と指摘した側面である。確かにどの奴隷制社会も、奴隷を財産視した。しかし合衆国の場合のように、徹底して奴隷は生得的に劣等種族である黒人にふさわしい地位だとする法原理に基いて、黒人奴隷制は自然であり、かつ永久的だとした例はみられない。合衆国では奴隷たると自由黒人たるとを問わず、黒人に一つのカストを押しつけたのであり、奴隷法と同時にカストの法が黒人の地位を支配した。従って奴隷法の適用を免れた自由黒人も、このカストの規範から逃れることはできなかった。

このことを合衆国最高裁判所首席判事トニーは、有名なドレッド・スコット判決で最も明白に、具体的かつ歴史的に植民地時代以来の諸法律を引用して実証した。たとえば、独立までの各植民地の法は自由黒人を白人と同等に扱っ

1690-1750: Growing Pains of a Colonial Society (1961), p. 177.

(49) 両者の因果的つながりについての考察は、近時極めて現代的関心をひく問題として労作が多い。さしあたり次を参照されたい。 Carl N. Degler, "Slavery and the Genesis of American Race Prejudice," *Comparative Studies in Society and History*, II (Oct., 1959), 49-66; Winthrop D. Jordan, "Modern Tensions and the Origins of American Slavery," *Journal of Southern History*, XXVII (Feb., 1962), 18-33.

(50) Alexis de Tocquville, *Democracy in America* (1948), I, pp. 358-360.

(51) Arnold J. Toynbee, *A Study of History*(1934), II, p. 218. 傍点引用者。

ていない。(52) 独立後も同様の事情が続いたことは各州の法律によっても、(53) 連邦議会の法をみても明らかである。(54) かくてトーニーの言葉をそのまま引用すれば、「……このように黒人たちは1世紀以上にもわたって、劣った地位の者と考えられ……白人の仲間に入れることは全く不相当と考えられていた。そしてそれほど劣った者なるがゆえに、彼ら黒人は白人によっても尊重されなければならない権利などは持っておらず……奴隷に身をおとさせることも正当かつ合法的になされうものと考えられていた」(55) ののである。

ラテン・アメリカも、黒人が劣等種族であるとの法原理に基づいた奴隷法を幾つか持っている。ブラジル植民地時代、法律で奴隷とされた黒人と結婚した自由黒人には差別があったし、(56) 1785年のサント・ドミンゴの奴隷法は、白人と「劣等階級」との間に明確な分割線をひくことを主たる狙いとしていた。刑罰は色の白い人種に対して手をふりあげるに従って増加したが、攻撃者の皮膚の色の浅いのに応じて減小した。(57) 18世紀ヴェネズエラ^{ソール・モビリテイ}の法律は、率直に白人と自由黒人との結婚を禁止した。C・R・ボクサーは、ブラジル奴隷制の存続期間と人種偏見との関係に触れて、簡明にこういつている、「人種優越感情なしに、一つの種族が他の種族を3世紀以上にもわたって、組織的に隷属

化しておくことは不可能である」(58) と。

両アメリカの奴隷法が、黒人劣等性という法原理の上に組立てられた類似点は見逃せない。しかし合衆国で、なぜ法律上、人種差別が増大していき、西印度諸島やラテン・アメリカでそれが軽減していったのか。確かにジャマイカやバルバドスの有色自由人が、法律上の諸権利を増大させつつあった時点で、合衆国の自由黒人が最も厳しい法的制限をうけていったという事実がある。(59) 合衆国では解放が禁止的条件の下で、ますます困難になっていった時、ラテン・アメリカでは多数の解放奴隷が障碍に出会いながらも、経済的機会を捉えて階層をのぼることが可能であった事実(60)は無視するべきではない。

比較研究の立場からいえば、或る社会を測定する一つの基準は、社会各層の上昇乃至は下降の度合い、つまり社会流動性を比較することであり、それによって社会各集団の意識や特性を浮きぼりにすることができよう。両アメリカに人種偏見があったことを認めた上で、有色人の社会流動性の大小、即ち皮膚の色を基準にした階層の動きが、合衆国では極めて固定的であり、他者では流動的であった事実と理由とは、十分な説明を待っているのである。

容易に識別できて、しかも二つの奴隷制の法律構造を基本的に異ならしめている点は、ラテン・アメリカの奴隷法が奴隷の権利を強調したに対し、(61) 合衆国のそれは専ら奴隷主の権利を強く擁護した点にある。合衆国の奴隷主は、奴隷が重罪を犯して処刑された時、彼は損壊された財産に対して州から補償された。奴隷主の財産権は十分に尊重されたわけである。彼はまた、奴隷の全所有物を意のままにすることができた。彼が奴隷に対して絶対的な権威を持ちえ

(52) 19 How. at 408-409.

(53) 19 How. at 412-416.

(54) 19 How. at 419-421. この問題についての全般的考察は次を参照されたい。Leon F. Litwack, "The Federal Government and the Free Negro, 1790-1860," *Journal of Negro History*, XLIII, No. 4 (Oct., 1958), 261-278.

(55) 19 How. at 408-409. もっともマクリーン、カーチス両判事、ことにカーチスはトーニーとは逆の歴史的例証をした。19 How. at 582-589. 全般的には次を参照のこと。Stanley I. Kutler (ed.), *The Dred Scott Decision. Law or Politics?* (1967).

(56) Sio, *op. cit.*, p. 327.

(57) Davis, *op. cit.*, pp. 241-242.

(58) Quoted in *ibid.*, p. 281.

(59) *Ibid.*, p. 286, also see, Litwack, *op. cit.*

(60) Klein, *op. cit.*, esp. pp. 194-234.

(61) *Ibid.*, pp. 78 ff; Elkins, *op. cit.*, pp. 74-75, 75-76.

たのは、⁽⁶²⁾ 対抗勢力の干渉を許さぬ強い政治的独立性のゆえであった。

ラテン・アメリカでは、基本的原理として奴隷制が自然の理に反すると自認した13世紀以来の七部法典の基本線は、有名な1789年勅令にうけつがれた。この勅令は、アメリカ植民地の黒人奴隷のみを対象とした最初の、全く新しい奴隷法であり、奴隷貿易の自由化を認めた点で植民地奴隷主の要求に譲歩する一方、啓蒙思想の影響をうけ人道主義的色彩を濃厚に持つ——など幾つかの点で注目すべき勅令であった。⁽⁶³⁾ ここにおけるスペイン王室の関心は、アシエント制度の廃止に伴う奴隷貿易の自由化によって激増するであろう奴隷の身体的福祉と、人身保護を求める基本的権利を国家が十分に法律で守ることであり、「この階級の人々（黒人奴隷）は、余からそれに相応しい関心をうけるに値する」⁽⁶⁴⁾ と明確に示されている。もっとも、これらの法律が忠実に守られたとはいいがたいが、植民地人たちはスペイン王室からの圧力を常に感じなければならなかったのである。北アメリカの奴隷主の強い政治的独立性との間に、大きな開きを見出しえよう。

(4) 奴隷の抵抗形態

抵抗の形態や激しさは、奴隷の個人的な性格は別として、黒人对白人の人口比、奴隷制が厳しくかつ残酷であったかどうか、さらに奴隷輸入が継続したラテン・アメリカの場合は、黒人のアフリカにおける出身地によって差があった。たとえばアンゴラやコンゴ出身者は、故郷でいくらか奴隷制に馴染んでいた結果、黄金海岸の土人であるガボンやモザンビーク、それにベニン出身のミナス族に比べると御しやすい

く、⁽⁶⁵⁾ 逆に後者はブラジルでの強制労働に適しなかったから、このようなアフリカ人が一つの地域にどれほど住むかによって、その奴隷の取扱いぶりが或る程度きまった。黄金海岸の黒人が多い所では、叛乱に備えての用心が払われたのである。⁽⁶⁶⁾ 本稿では叛乱と逃亡についてのみ触れる。

逃亡奴隷にとっての条件は、両アメリカで異なる。合衆国旧南部は、ラテン・アメリカには存在しなかったところの現実上の対抗勢力、即ち奴隷制廃止乃至は不拡大を唱える北部の敵意と対決しなければならなかった。そしてこの北部が所謂「地下鉄道」によって、黒人の逃亡を助けた。ラテン・アメリカでは奴隷制が全土にひろまっており、その上、奴隷制廃止の日まで相応の力を持つ反奴隷制勢力を欠いていたため、逃亡奴隷にとっての味方を見出すのは困難であった。⁽⁶⁷⁾ しかし黒人に馴染みのある熱帯性気候は生存が容易であったし、未開拓の地が広大にあり、強力なシマロンやパレンケがあり、有色人の大きな部分が自由人として存在したことなどが、ひんぱんな逃亡を促がし、かつ成功させた。

逃亡奴隷の安全な隠れ場所となったシマロン問題は、スペイン領植民地奴隷制の歴史においては考察を欠かせないものである。16世紀から19世紀に奴隷制が廃止されるまで、西印度諸島の全ての島、英領ジャマイカ、パナマ沿海、メキシコにさえ永久的なタウンを建設したシマロンは、⁽⁶⁸⁾ 反抗的な奴隷や逃亡奴隷を勇気づけたし、隠れ場所として魅力の源であって、スペイン人奴隷主、クリオーリョ奴隷主を悩ませた。カリブ海から海 ^{フリー・ブーター} 賊が一掃され、それまで未開拓であった内陸部が大きく植民された18

⁽⁶²⁾ Klein, *op. cit.*, p. 56 note 57.

⁽⁶³⁾ *Ibid.*, pp. 79-84; Elkins, *op. cit.*, pp. 74 ff.

⁽⁶⁴⁾ Klein, *op. cit.*, p. 79. このような王室の関心に対する植民地奴隷主の反抗については *Ibid.*, pp. 75, 79, 84-85. 参照。

⁽⁶⁵⁾ Phillips, *op. cit.*, p. 44; Williams, *op. cit.*, pp. 315-316.

⁽⁶⁶⁾ Phillips, *op. cit.*, pp. 43-44; Williams, *op. cit.*, p. 316.

⁽⁶⁷⁾ Alexander, *op. cit.*, p. 360.

⁽⁶⁸⁾ Klein, *op. cit.*, pp. 71-72.

—19世紀までは、シマロンは単に奴隷主にとっての脅威のみならず、スペイン政府にも深刻な脅威を与えた。彼らはスペインの支配から逃れただけでなく、スペインの全ての敵、即ち海賊から始まって、征服を狙うヨーロッパ諸帝国の大規模な遠征軍にまで実質的な援助を与えたからである。(69) これらの逃亡奴隷は、パレンケと呼ばれる木柵で囲った村落を形成した。奴隷の大多数はこのことを知っていたから、逃亡のルートはこの方に向けられ、かつ彼らをひきつけたのである。(70)

逃亡奴隷への対策として、合衆国旧南部は完璧なパトロール制をつくりあげ、奴隷をプランテーションに釘づけにした。スペイン領植民地では、例によって先ず本国の制度、農村の自衛警察隊方式を移植した。このパトロールの費用は奴隷主の税金でまかなわれた。しかし実効があらなかったため、すぐに特別の資格をもったプロの奴隷ハンター（ブラジルの場合、カピタン・ド・マート）(71) が出現したが、彼らの連れ戻し方は残酷で奴隷の身体を損なうこともしばしばであったため、奴隷主の好む方法ではなかった。(72)

この代策として、キューバの奴隷主たちが案出した保証人制度と同業組合制度は、逃亡問題についての奴隷主の悩みを集約的に説明する苦肉の手段であった。パドリノも本国の制度からヒントをえた奇妙なシステムであった。実際、逃亡は恒常的で深刻であったから、ほとんどの奴隷主は逃亡奴隷を「義務の一時的放棄者」として扱い、それ以上には解しなかった傾向がある。パドリノに伴なわれた逃亡奴隷は彼のとりなしで、通常、逃亡の罪を罰せられることなく

元の仕事に復帰した。(73) この制度はブラジルでも一般であった。(74) 奴隷主がこのような慣行を認めたのは、多分、決して親切から出たことでなく、ひんばんで容易な逃亡を重く罰すれば、逃亡奴隷を永久に見失ってしまうという重大な損失をおそれたからに他ならない。(75)

コンスラードは、残酷なプロの奴隷ハンターによる奴隷の身体的損壊をさけるためと、官吏の介入防止を目的とした効果的な連れ戻し法であった。全ての奴隷主から醸出される特別税でまかなわれたこのギルドは、逃亡奴隷を逮捕した者に賞金を出し、元の主人にかえすまで良き健康を保つ経費を準備した。これも勿論、寛大な心から出たことでなく、公けの奴隷ハンターへの賞金の支払い、(76) 王室への経費、さらには、もし逮捕された逃亡者が不法輸入された奴隷で登録されていなかったことが発覚した場合の没収(77) という深刻な損失をおそれたものと考えられる。

さてブラジルにおける英雄的で大規模な奴隷の叛乱が、合衆国での小規模で散発的な叛乱と比較される。もっとも合衆国奴隷制の歴史は、少なくとも250回にのぼる黒人の陰謀と暴動によって特色づけられるとするアプシーカーの研究がある。(78) 彼の研究価値を割引くつもりはないが、同じマルキストからの反論と、保守的な史家からの批判とは傾聴に値することを指摘しておかねばならない。ジェノヴィシーは、アプシーカーのあげた多くが実現をみなかった暴動や、噂をもとにしたリスト・アップであるこ

(73) *Ibid.*, p. 156 ; Williams, *op. cit.*, pp. 327-328.

(74) *Ibid.*

(75) Klein, *op. cit.*, p. 156.

(76) 逃亡さきから連れ戻す距離に応じて支払い額が異なる。Williams, *op. cit.*, pp. 326-327.

(77) Klein, *op. cit.*, pp. 156-157. キューバだけで奴隷人口の $\frac{1}{2}$ ~ $\frac{1}{3}$ が没収されたことになるといわれている。

(78) Herbert Aptheker, *Essays in the History of American Negro* (1945) ; *ibid.*, *American Negro Slave Revolts* (1943).

(69) *Ibid.*, p. 69.

(70) 或るパレンケに逃げこんだ奴隷の平均逃亡期間は9.6年、つかまった子供2人はいずれもこの村落で生まれた者であった。 *Ibid.*, p. 72 note 50.

(71) Williams, *op. cit.*, pp. 326-327.

(72) このハンターは1530年頃から出現した。 Klein, *op. cit.*, p. 70.

とを指摘して、合衆国の奴隷叛乱が「存在しなかった」か或は、「極めて弱かった」四つの理由を示しラテン・アメリカと比較している。(79) エルキンスは次のように考える——暴動はほとんどなかった。しかし噂だけで実際にはおこりもしなかった暴動に恐怖の余り、旧南部社会全体がしばしばマス・ヒステリアの状態に落ちこんだことの方が、暴動恐怖症状からいえばより深刻である(80) ——この記述には賛意を表したい。

合衆国の黒人叛乱で注目に値すべきは、1800年リッチモンドで計画されたゲイブリエルの叛乱、1822年チャールストンでのヴェセイの叛乱、1831年全南部を震いあがらせ鎮圧されるまでに多数の白人生命を奪ったナト・ターナーの大叛乱であろう。

これらの事件は、ブラジルにおける一連の深刻で組織的な奴隷叛乱と対比されねばならない。叛乱の勃発は、時にはその地域全体の政治的統一を脅やかすほどのものであった。ペルナンブコではブラジル政府は事実上、叛乱によって挑戦されていた。17世紀中期の動乱期(1630—54)、オランダ人がペルナンブコを占拠し、ブラジル人がこれと交戦していた時期には幾百という奴隷が内陸部に逃亡し、そこで要塞化した村落を幾つか集めて一個の独立国家を作った。粗笨な形ではあるが政府を作り、キリスト教を信じて実際に彼らは自治を行なった。オランダ人との戦いに勝って後、ブラジル白人はこの村落群に対して戦争をしかけたが、この要塞集団の最後の、そして最も重要な砦パルマレスは50年間も持ちこたえた。この砦の住民は前述した戦闘的で、強制労働に服することを拒んだアンゴラ出身の人々であった。(81)

(79) Eugene D. Genovese, "The Legacy of Slavery and the Roots of Black Nationalism," *Studies on the Left*, VI, No. 6 (1966), pp. 4-5.

(80) Elkins, *op. cit.*, pp. 206-222.

(81) Alexander, *op. cit.*, p. 361; Genovese, *op. cit.*, pp. 4-5, 24 note 5.

バイアは常に黒人叛乱の恐怖の中ですごした。なぜなら、この地の黒人は不当な扱いに対しては最も明白に抵抗したからである。1810年代におけるバイアの人口は約11万人、その三分の二は奴隷であった。奴隷主はこの数字と叛乱の激しさととの関係をよく知っていた。それゆえ奴隷は主人の許可のないかぎり、夕べの祈り以後はバイアの街路を通行することを禁止されていた。にもかかわらず、我々はしばしばおこされた叛乱の記録を容易に見つけださう。(82)

かくて合衆国旧南部では、逃亡が奴隷制への主たる反抗形態であった。一方、ブラジルでは組織的な叛乱による、それだけにより一層効果的な反抗が合衆国でよりももっとしばしば企てられた。

(5) む す び

いままで述べてきたように、両アメリカはともに奴隷を財産視した。また黒人劣等性という法原理の上に奴隷法を組立てた。純血を尊ぶスペイン人は、その植民地に人種差別意識を植えつけ弘めて、結局、差別的な法律を生んだ。スペイン領の総督たちは人種間結婚を禁じられていたし、一般白人も自由黒人との結婚を許されなかった事例もみられた。(83)

しかしイベリア諸王朝の奴隷法は、法網をくぐられることがしばしばであったとはいえ、奴隷の人間としての側面を守る傾向をより鮮明に持っている。人種偏見は両アメリカに存在した。しかしイベリア系の人々は白人女性の少なさにも影響されたとはいえ、最後には混血の不可避性を認めた点では極立っている。(84)

合衆国でもムラトールが権力や特権を持った地位に上昇することはあった。しかしそのような社会流動性は、ラテン・アメリカのそれに比すればとるに足りない。それは合衆国と英領西印度諸島との対比の際にもいいうる。人種偏見は

(82) Alexander, *op. cit.*, pp. 361-362.

(83) Davis, *op. cit.*, pp. 273, 275.

(84) *Ibid.*, pp. 202, 273-275.

両アメリカ黒人奴隷制が共有するものであった。それは黒人の地位のみならず、解放の仕方や、解放後の自由黒人の地位についての相違を生みだした。このように社会流動性の面で両者の間に大きな相違がおきたのは、二つの奴隷制が植民地支配の方法と植民地の独立性の強弱にみられるごとく「本来」極めて異なっていた上に、混血の不可避性、有色人口の増大とそれに伴う潜在的・顕在的圧力が、奴隷主階級の政治的独立性の強弱と相俟って、人種差別的な法律を励行させることを不可能にした「地方的」で「漸次的」なつけ加えをしたからである。

英領西印度諸島やブラジルにおいては、かくて自由黒人は全面解放が法律化される以前に、法律上の平等性を獲得していた。このような進捗は奴隷制の終熄を早めなかったかもしれない。しかしそれは奴隷制廃止のやり方や、諸結果については根本的な影響を与えたといえる。ラテン・アメリカでは大流血なし、内戦なしに全面解放がなされた。⁽⁸⁵⁾ 同じ英領であった西印度諸島での奴隷制廃止が、合衆国タイプでなくラテン・アメリカに似た方法で解決がみられたのは、支配階級たるプランターが政治的独立性を欠いていたこと、即ち彼らが政治的、経済的にひどくロンドンに依存していて独立性に乏しかったことからきている。⁽⁸⁶⁾ それは本国の

干渉、或は抑制的な諸制度や対抗する階級の抵抗を長い間、許さなかった合衆国プランターの全国的な影響力をもった政治力と対比さるべきである。

ラテン・アメリカの奴隷制が合衆国のそれに比べて、より家父長的国家の保護と干渉をうけたことは疑う余地がない。しかし両アメリカの奴隷制には、前述したごとく重要な点での幾つかの類似性が認められ、その限りにおいて従来主張されてきたよりは、その差は狭いといえる。従って両者のコントラストの過度の主張は慎まねばならぬが、同時に両者のコントラストは十分に根拠のあることであって、否定されるのではなく一定の制限をつけるという扱いをすべきであろう。

より本国の干渉をうけ、より人種差別を低減させていったラテン・アメリカの奴隷制は、一般に合衆国のそれよりはソフトであったようにみえる。他方、合衆国の奴隷制はブラジルのそれよりも多分、現実的効率的であった。なぜなら、ブラジルの砂糖プランテーション経営の非現実性が18世紀において砂糖、ラム、糖蜜輸出の面で西印度諸島にリードを許したからであり、合衆国はその奴隷制の下に「綿花は王者である」と謳い、綿花の産出において絶対の優位を誇った「綿花王国」をつくりあげたからである。

⁽⁸⁵⁾ Elkins, *op. cit.*, p. 80 ; Tannenbaum, *Slave and Citizen*, p. 106 ; Williams, *op. cit.*, p. 336 ; Klein, *op. cit.*, pp. 254 ff.

⁽⁸⁶⁾ Lowell Joseph Ragatz, *The Fall of the Planter*

Class in the British Caribbean, 1763-1833 (1928), Chaps. I and II.